

国内旅行 傷害保険

旅行中のケガや
トラブルに備えて



国内旅行を安心して楽しむために

こんなときにお役に立ちます…



携 行 品

盗難・破損・火災などの
偶然な事故

傷 害

宿泊先での転倒など、
ケガによる死亡・後遺
障害、入院・手術およ
び通院



救 援 者 費 用

航空機・船舶が行方不明
になった場合または
遭難した場合等による
捜索・救助活動のため、
ご家族の方が現地へ

賠 償 責 任

買い物中、商品など、
他人のものを誤って壊
した



◇ご契約前／ご契約時のご注意

この保険がお客さまのご希望（ご意向）に沿った商品であるか、必ずご確認ください。ご契約ください。ご希望に沿わない場合は、この保険にご契約いただくことができません。ご契約前／ご契約時のご注意は、重要事項等説明書の「契約締結前におけるご確認事項」および「契約締結時におけるご注意事項」をご参照ください。また、特に次の点にご注意ください。

●この保険は、危険な運動等を行っている間のケガについては保険金をお支払いしません。危険な運動等の種類は、このパンフレット中面「ご契約上のご注意」＜補償対象外となる運動等＞をご参照ください。

●次のいずれかに該当する場合、死亡・後遺障害保険金額の引受限度額は1,000万円となります。また、同種の危険を補償する他の保険契約等^(注)があるときは、合算して1,000万円がお引受けの限度となります。

①保険始期日時点の被保険者の年齢が満15歳未満の場合

②ご契約者と被保険者が異なる場合で、この保険契約の被保険者となることについて被保険者の同意がないとき。

(注) 国内旅行傷害保険、普通傷害保険、家族傷害保険または共済契約等をいいます。

●賠償責任危険補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（クレジットカードに付帯された保険契約等、弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認いただき、要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「その他ご留意いただきたいこと」(4)特約の補償重複をご参照ください。

◇ご契約後／その他のご注意

ご契約後／その他のご注意は、重要事項等説明書の「契約締結後におけるご注意事項」および「その他ご留意いただきたいこと」をご参照ください。

◇事故が発生した場合

◆事故が発生した場合は、30日以内（損害賠償の請求を受けた場合は遅滞なく）に取扱代理店または弊社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類をご提出いただくことがあります。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

◆高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合等、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、弊社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)等が保険金請求できる代理請求人制度があります。

(注) 法律上の配偶者に限ります。

●このパンフレットは、国内旅行傷害保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知義務・通知義務、保険会社破綻時等の取扱い、個人情報取扱い、その他この保険の詳細内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・特約をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

●取扱代理店は、弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。

【保険に関するご質問・ご相談・苦情等は】

取扱代理店または下記の弊社営業店にご連絡ください。

営業店	電話番号	受付時間
東京支店	03-5326-7234	平日 9:30~17:30
大阪支店	06-6262-5471	
札幌支店	011-231-2081	
名古屋支店	052-533-9961	平日 9:00~17:00
岡山支店	086-225-0581	
広島支店	082-243-7821	

【弊社の契約する指定紛争解決機関】

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

＜一般社団法人保険オンブズマン＞

電話：03-5425-7963

受付時間：土日、祝日、年末年始を除く 午前9時～12時、午後1時～5時

ホームページアドレス：www.hoken-ombs.or.jp/

国内旅行傷害保険の補償内容

国内旅行傷害保険は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。この保険は、日本国内において、旅行行程中^(注1)に急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者^(注2)が傷害以下「ケガ」といいます。を被った場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償	死亡保険金	日本国内において、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金があるときは、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いた残額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
	後遺障害保険金	日本国内において、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ・地震、噴火または津波によるケガ ・戦争、外国の武力行使、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ
	入院保険金	日本国内において、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師等の治療を必要とし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院の日数に対して、1日につき、入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院に限りします。	(※)テロ行為 ^(*) については、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セッ)により、お支払いの対象となります。
	手術保険金	日本国内において、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療を目的として手術を受けた場合	入院中の手術のときは入院保険金日額の10倍、入院中以外(外来)の手術のときは入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の発生日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りします。	・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ・右記の「補償対象外となる運動等」中のケガ など
	通院保険金	日本国内において、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合	通院の日数に対して、1日につき、通院保険金日額をお支払いします。(90日間を限度とします。)ただし、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院に限りします。	(※)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒はお支払いの対象となります。
オプション特約	後遺障害保険金の追加支払(後遺障害保険金の追加支払に関する特約)	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存しているとき	お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	(※)政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。
	賠償責任保険金(賠償責任危険補償特約 ^(注3))	日本国内において、旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等から自己負担額(1,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (※)1回の事故について、賠償責任保険金額を限度としてお支払いします。	・保険契約者または被保険者の故意による賠償責任 ・被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する賠償責任 など
	携行品損害保険金(携行品損害補償特約 ^(注3))	日本国内において、旅行行程中に偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品に損害が生じた場合	被害物の損害額から自己負担額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (※1)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等または通貨もしくは小切手については、1回の事故につき5万円が限度となります。 (※2)お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて、携行品損害保険金額が限度となります。	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による損害 ・自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似的事由または虫食い等による損害 ・すり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害 ・置き忘れまたは紛失 ・右記の「保険の対象に含まれないもの(携行品)」に生じた損害 など
	救護者費用保険金(救護者費用等補償特約 ^(注3))	日本国内において、被保険者が旅行行程中に次のいずれかの事由(主な場合)に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が救護者費用等を負担した場合 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外来の事故によるケガを直接の原因として事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	次に掲げる費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額をお支払いします。 ①被保険者の捜索救助費用 ②救護者の現地までの交通費(1往復分・救護者2名分限度) ③救護者の宿泊料(1名につき14日分まで・救護者2名分限度) ④被保険者の移送または移転費用 ⑤救護者または被保険者の諸雑費(3万円限度)	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ・脳疾患、疾病または心神喪失による費用 ・地震、噴火または津波による費用 など

(注1) 国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。
(注2) 保険契約により補償の対象となる方をいいます。以下同様とします。
(注3) この特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(クレジットカードに付帯された保険契約等、弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。他の保険契約等をご確認いただき、要否をご判断のうえ、ご契約ください。詳細は、重要事項等説明書の「その他ご留意いただきたいこと」(4)特約の補償重複をご参照ください。

<ご契約上のご注意>

- この保険の保険期間は、始期日の午前0時に始まり、満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行行程中の事故に限りません。なお、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、乗客として搭乗している航空機、船舶、車両等の交通機関がハイジャック等の第三者による不法な支配を受けたことにより遅れた場合には、解放されて正常な旅行行程につくまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間まで、保険期間は延長されます。
- 「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払いしない場合」の詳細は、普通保険約款・特約に記載されていますので、ご参照ください。

補償対象外となる運動等

山岳登山^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*)操縦^(*)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(※1) ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
(※2) グライダーおよび飛行船を除きます。
(※3) 職務として操縦する場合を除きます。
(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

保険の対象に含まれないもの(携行品)

- ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等ならびに通貨および小切手を除きます。
- ②預金証書または貯金証書^(*)、クレジットカードその他これらに準ずる物
- ③稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ④船舶^(*)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤被保険者が上記の「補償対象外となる運動等」に掲げる運動等を行っている間、その運動等のための用具
- ⑥義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦動物および植物
- ⑧その他保険証券記載の物
(※1) 通帳およびキャッシュカードを含みます。
(※2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

<個人・団体(団体割引なし)(1~19名用)>

保険期間		2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで		
保険金額		契約タイプ					
		208	209	210	226	227	228
死亡・後遺障害(千円)		33,360	44,280	45,980	23,180	28,470	34,830
入院保険金日額(円)		5,000	9,000	15,000	4,500	9,000	12,000
通院保険金日額(円)		3,000	6,000	10,000	3,000	6,000	8,000
賠償責任(千円)自己負担額:1000円		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
携行品(千円)自己負担額:3000円		100	200	300	100	200	300
救護者費用(千円)		1,000	2,000	3,000	1,000	2,000	3,000
臨時費用(千円)		600	600	600	600	600	600
合計保険料(円)		1,000	1,500	2,000	1,000	1,500	2,000

7日(6泊7日)まで		14日(13泊14日)まで			1か月まで		
		245	246	247	263	264	265
		34,600	38,270	40,720	33,070	34,980	43,450
		6,000	9,000	12,000	6,000	9,000	12,000
		3,000	6,000	8,000	3,000	6,000	8,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
		100	200	300	100	100	200
		1,500	2,000	3,000	1,500	2,000	3,000
		600	600	600	600	600	600
		1,500	2,000	2,500	2,000	3,500	4,000

※上記契約タイプには、国内旅行傷害保険特約、賠償責任危険補償特約、携行品損害補償特約、救護者費用等補償特約および臨時費用補償特約(国内旅行用)がセットされています。